

令和4年11月11日

保護者様

埼玉県立川越高等学校
校長 長谷川 仁

色覚検査について（ご案内）

秋晴の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本校では学校医と相談し、希望者を対象に色覚の検査を実施いたします。下記に示した「色覚による制限が設けられている主な資格」をご覧の上、検査を希望される場合は申込書にご記入の上、11月21日までに担任にご提出下さい。

色覚による制限が設けられている主な資格

- ・航空機乗組員：(航空法施行規則)航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと
- ・航空大学校：航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと
- ・航空管制官：(航空交通管制職員試験規則)色覚が正常であること
- ・航空保安大学校学生：色覚が正常であること
- ・海技士(航海)：石原色覚検査表による検査で正常又はパネル D-15 をパス
- ・海技士(機関・通信・電子通信)：上記又は特定船員色識別適正確認表を識別できること
- ・小型船舶操縦士：夜間において船舶の灯火の色が識別できること

※夜間の識別が不可でも、昼間に航路標識の彩色を識別できれば、昼間の時間帯に限定された免許を受有することは可能

- ・動力車操縦者(鉄道・軌道及び無軌条電車の運転士)：色覚が正常であること
- ・自衛官：色盲又は強度の色弱ではないもの(但し、飛行要員は色覚正常なもの)
- ・防衛(医科)大学校学生：色盲又は強度の色弱でないもの

-----きりとり-----

色覚検査申込書

令和4年 月 日

(あて先)

埼玉県立川越高等学校長

色覚検査を希望します

年 組 番

氏名 _____

保護者名 _____ 印